

# 第4次笠岡市障がい者福祉計画

# 笠岡市障がい福祉計画（第5期）

# 笠岡市障がい児福祉計画（第1期）

概要版



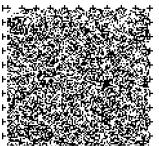
2018（平成30）年3月

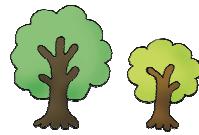


笠岡市



これは音声コードです。目の不自由な方への情報提供を目的にしています。





## 計画策定の背景と趣旨

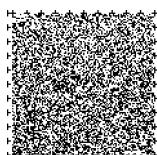
笠岡市においては、2012（平成24）年3月に、障がい者施策全般の基本計画となる「第3次笠岡市障害者福祉計画」と、2015（平成27）年3月に、サービス提供体制の確保について定める「笠岡市障がい福祉計画（第4期）」を策定し、障害福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。

この間、国においては「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正法）」「障害者雇用促進法」の改正、「障害者差別解消法」の施行など、障害者の権利擁護、生活支援、就労等の幅広い領域での法整備が進められました。

こうした中、障がいのある人やその家族のニーズの多様化に応えるとともに、国の制度や県の動向を踏まえ、「第3次笠岡市障害者福祉計画」と「笠岡市障がい福祉計画（第4期）」の見直しを行い、「第4次笠岡市障がい者福祉計画・笠岡市障がい福祉計画（第5期）・笠岡市障がい児福祉計画（第1期）」（以下、本計画という）を一体的な計画として策定します。

## 計画の期間

「第4次笠岡市障がい者福祉計画」は2018（平成30）年度から2023年度までの6年間を1つの期間、「笠岡市障がい福祉計画（第5期）」「笠岡市障がい児福祉計画（第1期）」は2018（平成30）年度から2020年度までの3年間を1つの期間とします。





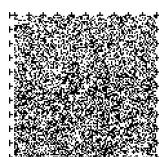
## 障がいのある全ての人が 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせる福祉のまちづくり

第1次笠岡市障害者福祉計画から継続して障がい者福祉を推進してきた基本理念や目標などを継承し、「障がいのある全ての人が 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」を引き続き本計画の基本理念として今後の障がい者福祉を推進していきます。

障害の有無に関わらず住み慣れた地域で生活を続け、就労や社会参加をすることで社会の発展を担う一員となり、その発展による恩恵を平等に受けられる社会を実現します。

### 基本理念達成のための視点

- ノーマライゼーションの考え方に基づき、障害の有無に関わらず、個人の違いや多様性を認め合って共に生きる社会を目指します。
- 障がい者（児）が年齢に合わせて、自由に学校や就労先などを含めた生活の場を選び、自立して生活が送れる地域を目指します。
- 障害があることが生活の妨げとならないよう、段差などの物理的な問題、差別や偏見などの精神的な問題、就労や情報伝達などのあらゆる問題を解消するため、年齢や障害の有無に関わらず多くの人が過ごしやすい環境づくりを目指します。



### 3

## 第4次笠岡市障がい者福祉計画



### 基本目標1

#### 理解と配慮の促進

障害に対して正しく理解し、お互いに認め支え合う社会を市民との協働で作り上げていくため、幅広い市民参加による啓発活動をより一層推進していくとともに、障がいのある人との「ふれあい」を大切にした交流についても充実を図ります。

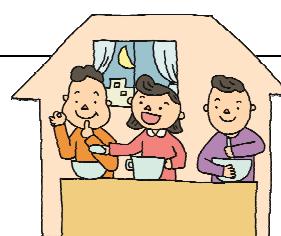
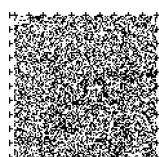
重点施策	取り組み内容
(1) 理解の促進	●研修会・講演会等の開催 ●広報紙・ホームページ等の活用 ●ヘルプマーク・ヘルプカードの活用の推進 など
(2) 虐待防止	●虐待防止に向けた体制整備 ●虐待を受けた障がいのある人の自立支援 など
(3) 権利擁護の推進	●権利擁護の周知 ●成年後見制度の利用の促進 など
(4) 福祉教育の推進	●学校での福祉教育の推進 ●人権教育の推進 など

### 基本目標2

#### 地域生活支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を継続して営むために、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、不安や悩みを解消するための相談支援体制を確立し、安心して地域の中で生活できる社会づくりを目指します。

重点施策	取り組み内容
(1) 障害福祉サービスの充実	●サービス提供体制の充実 ●移動サービスの充実 ●地域福祉の推進 など
(2) 相談支援体制の整備	●相談窓口の充実 ●支援体制の充実 など
(3) 情報提供の充実	●情報提供の充実 ●情報支援機器の利用促進 など
(4) 経済的支援	●各種福祉手当等の支給 ●各種助成・減免制度等の周知 など
(5) 住宅の確保	●グループホームの充実 ●住宅改修の促進 など



## 基本目標3 社会参加の推進

障がいのある人の自己実現を図るとともに、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会活動・就労・スポーツ文化活動等を通じた心身の健康づくり、社会参加と交流の促進を図ります。

重点施策	取り組み内容
(1) 社会参加への支援	●コミュニケーション支援事業の充実 ●外出支援のための制度の周知 など
(2) 交流の促進	●地域福祉活動での交流機会の充実 ●障がい者施設と地域との交流 など
(3) スポーツ・文化活動等の推進	●障がい者スポーツ等の促進 ●文化・芸術活動の促進 など

## 基本目標4 雇用と就労

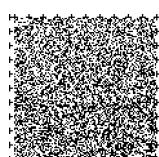
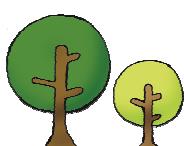
一人ひとりの意思や能力に応じた就労の場の確保に加え、障がい者就労施設等での福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、企業や学校、福祉施設、関係機関・団体等との連携・協力による支援体制の整備を図ります。

重点施策	取り組み内容
(1) 就労支援の充実	●障がい者雇用の広報・啓発の充実 ●就労の促進・定着支援 など
(2) 福祉的就労の場の充実	●福祉的就労の充実 ●障害者優先調達等による経済的自立の推進 など

## 基本目標5 保健・医療の充実

健康の保持・増進のため、心と身体の健康づくりを促進するとともに、障がいのある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

重点施策	取り組み内容
(1) 障害の早期発見	●乳幼児健康診査等の充実 ●保護者の障害に対する理解への支援 など
(2) 疾病の予防	●特定健康診査等の実施 ●重症化予防の推進 など
(3) 医療・リハビリーションの充実	●診療等の体制整備 ●地域リハビリテーションの充実 など
(4) 精神保健福祉の充実	●相談・支援体制の整備 ●精神障害に対応した地域包括ケアの仕組みづくりの推進 など



## 基本目標6 障がいのある児童への支援

障害の早期発見・早期療育を行い、障害の程度や症状をできる限り軽減するため、療育支援体制の整備を図り、障がいのある児童の社会的自立とその可能性を広げるため、障害の状態などに応じた適切な療育、保育、教育の充実に努めます。

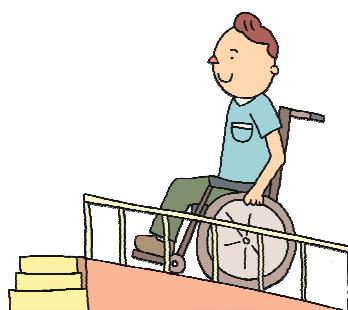
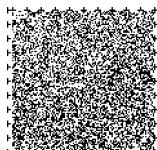
重点施策	取り組み内容
(1) 相談支援体制の整備	●相談窓口の充実 ●支援体制の充実 など
(2) 療育の充実	●療育相談の充実 ●発達障がいのある児童の支援体制の充実 など
(3) 特別支援教育の推進	●笠岡市幼稚園・保育所（園）特別支援教育研修会 ●4歳児発達支援事業 など
(4) 障がい児保育の充実	●統合保育の推進 ●保育環境の整備 など
(5) 家族の支援	●訪問指導の推進 ●相談支援ファイルの活用 など

## 基本目標7 安心・安全な福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が、地域の中で自分らしく暮らしていくために、社会環境・生活環境について、バリアフリー化を推進します。さらに、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら総合的な福祉のまちづくりに努めます。

また、障がいのある人に対する犯罪、事故の発生を防ぐとともに、災害や火災等の発生に対する避難誘導、救出、救護などの防犯・防災対策や緊急時対策を整備します。

重点施策	取り組み内容
(1) 福祉のまちづくりの推進	●施設のユニバーサルデザインの推進 ●交通のバリアフリー化の推進 など
(2) 防犯・防災体制の整備	●防犯対策の推進 ●福祉避難所の整備 など
(3) ボランティア活動の推進	●障害福祉ボランティア団体の育成 ●ボランティア活動の促進 など





## 2020年度の数値目標

### ○ 福祉施設から地域生活への移行促進

指 標		目標値
地域移行者数	2016（平成28）年度末の施設入所者数の9%以上が 地域生活へ移行	7人
施設入所者数	2016（平成28）年度末時点の施設入所者数から2% 以上削減	2人

### ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

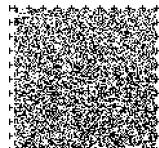
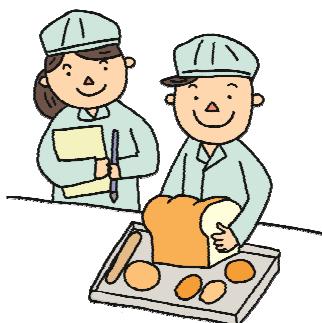
指 標	目標値
保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）を設置	市で設置

### ○ 地域生活支援拠点等の整備

指 標	目標値
各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備	近隣3市2町で、面的整備型で設置

### ○ 福祉施設から一般就労への移行

指 標	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人を 2016（平成28）年度の1.5倍
就労移行支援の利用者数	2016（平成28）年度末の2割以上増加
移行率3割以上の就労移行支援事業所割合	移行率が3割以上の事業所割合が全体の5割以上
職場定着率	就労定着支援により支援開始から1年後の職場定着率が 80%以上



## 5

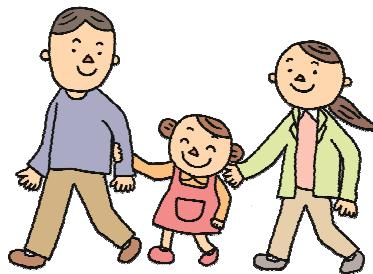
# 笠岡市障がい児福祉計画（第1期）



## 2020年度の数値目標

### ○ 障がい児支援の提供体制の整備等

指標	目標
児童発達支援センターの設置	各市町村に少なくとも1か所以上設置 継続 (2017(平成29)年度に1か所設置済み)
保育所等訪問支援を利用する体制	各市町村で体制を構築 継続 (2017(平成29)年度に構築済み)
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各市町村に少なくとも1か所以上確保 継続 (2017(平成29)年度に1か所設置済み)
医療的ケア児支援の協議の場の設置	各都道府県、各圏域、各市町村に2018(平成30)年度末までに設置 近隣3市2町で設置



## 第4次笠岡市障がい者福祉計画 笠岡市障がい福祉計画（第5期） 笠岡市障がい児福祉計画（第1期） 【概要版】

2018(平成30)年3月 発行

発行：笠岡市 健康福祉部 地域福祉課

住所：〒714-8601

岡山県笠岡市中央町1番地の1

TEL：0865-69-2133 FAX：0865-69-2182

